

# 大阪市立中浜小学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「学び合い支え合う子ども」の育成のために「中浜小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の2点をあげる。

(1) いじめの未然防止（いじめに向かわない態度や能力の育成）に向けた取り組み  
「いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にも観衆にも傍観者にもなりうる」という事実をふまえ、児童の尊厳が守られ、いじめに向かわせないために、全ての教職員で取り組むことから始める。

(2) 早期発見に向けた取り組みを行い、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するようとする。

### ① いじめの早期解決に向けた取り組み

児童や保護者から発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

### ② いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめに関する問題は関係教職員だけで対応せず、いじめ防止対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）で直ちに情報を共有し、その後は、当該組織が中心となり、速やかに対応を行う。

## 3 いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 人権教育や道徳教育の充実いじめは生命をも脅かす行為であり、いじめられている子どもの人権を著しく侵害した行為といえる。「いじめは人間として絶対に

許されない行為である」という認識をあらゆる機会を通して指導し、児童に理解させる必要がある。また、生命尊重や思いやりの心を育てるとともに、児童が互いを認め合い、尊重する心を育てるような人権教育や道徳教育を推進していく。

- ① 人権教育、道徳教育の系統的・継続的な全体計画を作成し、全体計画に則して年間指導計画を充実させ、実践する。
- ② 道徳の時間をはじめ、教科、特別活動、総合的な学習の時間などでも、体験的・実践的な活動を取り入れ、豊かな社会性や情操を育むとともに、互いの人権を尊重し合う態度を養う。
- ③ 子どもの体験などを題材として取り入れた、児童の心に響く教材の開発や資料の収集とその活用を推進する。

(2) 集団づくりの取り組みの充実「いじめを許さない学級・学校づくり」は集団が基本になる。「互いに認め合い、ともに伸びていく学校づくり」をめざし、児童が互いについてよく理解し合い、相手の立場に立って考えることができるよう指導に努める。

- ① 全教職員が、目指す子ども像「なかよく助け合う子かんがえて正しく行う子つよい体にきたえる子」を常に意識して指導をすすめる。
- ② 学級や学年において、1年間の仲間づくりに関わる目標や各行事における全員での取り組みの目標などを児童自らつくりあげさせるなどし、みんなで一つの目標に向かって取り組めるようにする。
- ③ 日常的に、一人一人の児童の思いや願いを、一人の問題としてとらえることなく、すべての児童が自分たちの問題としてとらえることができるよう指導する。そして、その問題の解決に向けて、主体的に考え、行動できるよう指導する。
- ④ 友だちのよさを認めることができる集団づくりを目指し、まず一人一人の児童のよさを教職員が理解し、機会をとらえて子どもたちに発信する。

(3) いじめを絶対に許さない・見逃さない学校風土の醸成

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議を通して教職員自身がいじめについて正しい認識をもち、正しい認識のもと指導にあたる。その上で、児童の言動だけでなく表情やしぐさなどからも児童理解に努める。
- ② 児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。また、具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのか、自分の立場に置き換えて考えさせる活動を発達段階に応じて継続的に取り入れる。
- ③ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、人権を大切にした指導を行う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童やいわゆる「傍観者」や「観衆」といわれる児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化することにつながる。また、障がい（発達障がいを含む）について、教職員が適切に理解した上で、児童に対する指導に当たることが肝要である。

#### 4 いじめの早期発見についての取組

##### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- (1) 学期に1回いじめに関する児童アンケート(無記名式)を実施し、いじめの実態把握に取り組む。その後必要に応じて、いじめ防止対策委員会を開催し、組織的に対応する。
- (2) 休み時間や放課後の児童の活動の様子に目を配ったり、担任と児童との間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、必要に応じて個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。
- (3) 月に1度、日常の児童の情報や様子について教職員間で情報を共有する機会を設け、児童理解に努める。

#### 5 いじめの早期解決についての取組

##### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

##### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確実な関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ② 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、学校におけるいじめ防止対策委員会に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

##### (2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ① いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以尊感情を高めるよう留意する。また、個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。③いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童

が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、スクールカウンセラー等専門家の協力を得る。

- ③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(3) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ② いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② メールやネットを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、公的機関や民間業者を活用して子どもや保護者に向けてパソコンや携帯電話等の正しい利用について考える場を設け等の啓発活動を行う。
- ③ 「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」等を活用してネット上のいじめについて関係諸機関と連携した取り組みをすすめる。

## 6 いじめ問題に取り組むための校内組織

### 『学校内の組織』

いじめに関する問題は関係教職員だけで対応せず、いじめ防止対策委員会において情報を共有し、その後は、当該組織が中心となり、速やかに対応を行う。

#### (1) 学校内の組織

##### ① 構成

組織名：生活指導推進委員会

構成員：学校長、教頭、教務主任、生活指導担当、人権教育担当、  
養護教諭、学年主任（事案に応じて担任や関係者）

役割：「いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正(PDCAサイクルの活用)を行う。

いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有化を図る。

いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急に委員会を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への聞き取り、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

事象発生時：

事象の発生

(訴え・相談)



①初期対応（迅速な事実関係の正確な把握と管理職への報告）

(学級担任による聞き取り)



②事実の詳細な確認と対応方針の方向性 ⇔ ③関係児童・保護者への対応

(生活指導推進委員会)



④全教職員の共通理解

(課題の整理・指導方針の明確化)



児童⑤関係する・保護者への支援や指導



⑥学校教育へのフィードバック

(児童の健全育成に向けて学級・学年での指導、保護者への啓発)

## (2) 年間計画

### 【アンケート】

- ・児童対象いじめアンケート調査年3回（5月・10月・2月）
- ・アンケート結果に基づいた学級担任による児童からの聞き取り年3回(5月・10月・2月)
- ・保護者対象アンケート年1回（12月）

### 【研修会】

- ・児童理解研修会（年間10回程度）
- ・市人教研究大会（6月）
- ・城東区人権教育研修会（6月）
- ・城東区人権教育実践交流会（11月）
- ・人権教育実践交流会（3月）

## (3) 保護者や地域・関係諸機関との連携

- ① 学校協議会において「いじめ防止基本方針」を提案し、協議採決後、協力を仰ぐ。
- ② 「いじめ防止基本方針」をホームページや学校だよりで保護者や地域へ情報発信する。
- ③ 必要に応じ、スクールカウンセラー、地域民生・児童委員、区役所家庭児童相談所、子ども相談センター、大阪市教育委員会等に支援を要請し対応にあたる。

## (4) 取り組みの検証

- ① 日常的に児童の行動の様子を把握したり、上記アンケートや欠席日数などで検証したりして、未然防止の取組が成果を上げているかどうか検証する。
- ② 年度末の運営の計画最終評価において取り組みに対する評価を行い、今後どのような取り組みが必要なのかを検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

## 7 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」の場合または「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、学校は速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校は教育委員会ならびに関係諸機関に通報し適切に援助を求める。
- (2) 学校は前述の生活指導推進委員会の組織活動を基に、事実関係を明確にし、保護者や関係諸機関に情報を提供する。なお、情報提供の窓口は管理職とする。
- (3) 被害児童の保護者に対しては家庭訪問等により、事実関係を伝えるとともに、当該児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。あわせて、信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、スクールカウンセラー等専門家の協力を得る。

- (4) 加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、当該児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- (5) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

#### 【参考資料】

- いじめ防止対策推進法
- いじめ防止基本方針の策定について（文部科学省）
- いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学省）
- いじめの克服に向けて（大阪市教育委員会平成19年11月）